

## ごみの減量によるメリット

SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて、具体的なターゲットとして廃棄物の発生を大幅に削減することが求められています。このため、みなさまの事業活動において、本当に必要なものだけを購入して使うこと、不用になった物も分別を徹底してリサイクルを進めるなどの行動が必要となります。全員が一丸となってごみの減量と資源化に取り組みましょう。

### ◆コストの削減

ごみの量を減らすことができれば、ごみの処理にかかる経費を削減することができます。

### ◆従業員の意識改革

ごみを出さない職場を目指すことによって、組織や製造工程等を見直すきっかけとなり、従業員の意識改革や業務改善につながります。

### ◆イメージアップ

地球温暖化問題などの環境への関心が高まっている中、ごみ減量や資源化を積極的に推進することには、事業所のイメージアップや社会貢献につながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ターゲット12.5  
2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

## ◆職場でできるごみ減量

ごみを効率的に減らすためには、従業員一人ひとりが意識を高め、行動に移すこと。そして、それを事業所全体に広めていくことが重要となります。

### 事例 分別ボックス



分別ボックスを設置すると分別がスムーズにできます。小さなメモなどは、使用済みの封筒に入ると廃棄しやすくなります。

### 事例 コピー用紙削減5か条



コピー用紙削減 5か条の実施（両面印刷、ペーパーレス会議、不要印刷の抑制、出力設定で印刷ミス防止、試し印刷抑制）

### 事例 封筒や緩衝材の再利用



使用済みの封筒は、裏返して貼り直したり、社内での連絡用に表に紙を貼り付けて再利用することができます。緩衝材も綺麗なものは再利用してください。

## お問い合わせは

ごみの減量に関すること	加古川市 ごみ減量推進課	079-426-5440
燃やすごみの持ち込みに関すること (令和4年1月末まで)	加古川市 新クリーンセンター	079-428-3211
リサイクルする紙類の持ち込みに関すること	加古川市 資源化センター (新クリーンセンター隣)	同 上
粗大ごみ(木製品等)(令和4年1月末まで)、 剪定枝・草に関すること	加古川市 リサイクルセンター	079-428-2391
ごみの収集運搬業者に関すること	加古川市 環境第1課	079-426-1561
燃やすごみ・粗大ごみ(木製品等)に関する こと(自己搬入開始は令和4年2月1日以降)	エコクリーンピアはりま (東播臨海広域クリーンセンター)	079-448-5260
産業廃棄物に関すること	兵庫県東播磨県民局 地域振興室 環境課	079-421-9130

R3.10発行

## 事業者の皆さまへ

～ 加古川市からのお願い ～



## 加古川市のごみ処理の現状をお知らせします。

### ◆ごみの減量は順調に進み、ごみ処理経費も約6億円削減されました。

事業系ごみは、令和3年9月末の時点において34.6%減（平成25年度実績と比較）と大幅な削減となりました。また、ごみ処理に係る経費も平成25年度は約30億円（家庭からのごみ処理費を含む）でしたが、令和2年度には約24億円となり、約6億円の削減ができました。削減できた経費は、他の事業へ有効に活用させていただきます。みなさまにはごみ減量、分別の徹底にご協力いただきありがとうございました。

### ◆エコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）が稼働します。

高砂市に建設される2市2町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）の一般廃棄物を処理する「エコクリーンピアはりま」は、令和3年11月から順次ごみ処理を開始し、令和4年2月からは事業者が直接搬入する場の受け入れ先となります。

※剪定枝と草については加古川市リサイクルセンターで、紙類については加古川市資源化センターで引き続き受け入れますので、搬入先にご注意ください。（詳しくは中面をご覧ください）

### ◆ごみの適正処理と更なる減量・資源化にご協力をお願いします。

みなさまのご協力により、ごみ減量は進みましたが、事業系のごみの中には、依然として、発泡スチロールやビニール、また、資源化できる紙なども多く含まれています。今一度分別を徹底していただき、更なるごみの減量と資源化の推進にご協力をお願いします。

### 【不適正な搬入物の一例】



発泡スチロール



梱包用ビニール



ペットボトル

産業廃棄物は、市のごみ処理施設やエコクリーンピアはりまに搬入できません。

#### 《代表的なもの》

- プラスチック類  
発泡スチロール、梱包用ビニール、トレイ、PPバンド、ペットボトルなど
- 金属、ガラス、陶磁器、ゴム製品

※事業系廃棄物は、少量であっても地域のごみステーションに出すことはできません。

### ◆危険物の混入により、施設の運転が停止する事態が発生しています！

搬入されたごみの中に、ライター、穴開けされていないカセットコンロ用ガスボンベ、リチウムイオン電池が混入し、火災事故が発生しています。また、大きな金属類を他のごみと一緒に搬入し、機械を故障させて運転停止するケースも発生しています。危険物など不適物の搬入は、状況によっては不法投棄となり処罰されることもあります。



【ライター・カセットボンベ等】



【リチウムイオン電池】

携帯電話や電気製品に含まれ、衝撃により発火する危険性があります。

神戸市消防局提供

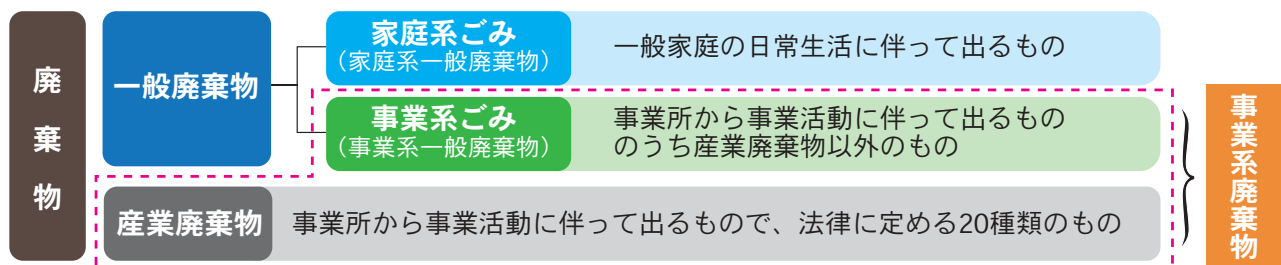


【金属製品】

## 事業系廃棄物とは…

「**事業系廃棄物**」とは、飲食店や各種店舗、事務所、会社、工場、ホテル、病院、学校、官公庁などからの事業活動に伴って出たごみの中で、家庭でのごみの分別方法等とは異なります。事業系廃棄物は「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」に区分され処理の方法が異なります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と義務付けられています。



- 【産業廃棄物】**
- 全ての事業活動に伴うもの
    - ① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ ゴムくず ⑧ 金属くず ⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩ 鉱さい ⑪ がれき類 ⑫ ばいじん
  - 排出する業種が限られているもの
    - ⑬ 紙くず ⑭ 木くず ⑮ 繊維くず ⑯ 動物系固形不要物 ⑰ 動植物性残さ ⑱ 動物のふん尿 ⑲ 動物の死体
  - ⑳ 上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、この19種類に該当しないもの（コンクリート固化物など）。

### 事業系一般廃棄物と産業廃棄物では処理の方法が異なります

- |          |     |                      |  |
|----------|-----|----------------------|--|
| 事業系一般廃棄物 | 事業所 | ① 加古川市許可業者<br>② 自己搬入 | ➡ 加古川市新クリーンセンター、加古川市リサイクルセンター<br>エコクリーンピアはりま ※各施設の稼働時期にご注意ください |
| 産業廃棄物    | 事業所 | ③ 兵庫県等の許可業者          | ➡ 産業廃棄物処理施設  |

- ご注意ください**
- 事業系廃棄物は、少量であっても地域のごみステーションに出すことはできません。
  - 産業廃棄物は、市の施設やエコクリーンピアはりまでは処理できません。
  - 事業者が、ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託することはできません。

## 事業系廃棄物の処理方法について

### ◆事業系一般廃棄物

#### ① 加古川市の許可業者へ収集を依頼（契約）する場合（有料）

業者名	所在地	電話番号（市外局番 079）
有限会社 栄光商会	平荘町西山 520-1	4 2 8 - 3 3 0 2
大山環境整備自動車 合名会社	平荘町上原 559-1	4 2 8 - 1 7 4 3
金澤産業 株式会社 加古川営業所	平岡町二俣 762-9-201	4 3 5 - 1 6 6 1
木村工業 株式会社	加古川町稲屋 984-13	4 2 3 - 5 3 4 0
有限会社 ダイヨシ環境管理	志方町横大路 18-1	4 5 2 - 0 4 1 3
有限会社 東洋興産	別府町東町 160-1	4 3 7 - 9 8 8 1
有限会社 若松産業	加古川町大野 1137-2	4 2 2 - 9 3 0 5
有限会社 播磨興業	平岡町中野 477-1	4 3 5 - 7 1 6 6
有限会社 山木産業環境開発	平岡町中野 393-1	4 3 6 - 0 1 1 1
有限会社 平成環境	志方町廣尾 84-10	4 9 0 - 4 7 0 0
有限会社 平山商店	平岡町一色西 1丁目 65-101	4 3 7 - 1 3 1 3
サンヨーカンキョウ 有限会社	志方町廣尾 378	0 8 0 - 3 1 3 5 - 9 1 4 9
株式会社 アルファ	志方町上富木 512-6	4 5 2 - 5 0 0 0
有限会社 新和興産	別府町新野辺 149-1	4 4 1 - 2 5 0 5

### ② 事業者が直接、処理施設に搬入する場合（有料）

#### 令和4（2022）年1月31日まで

- 燃やすごみ  
【搬入先】加古川市新クリーンセンター
- 粗大ごみ（木製品等）  
【搬入先】加古川市リサイクルセンター

#### 令和4（2022）年2月1日以降

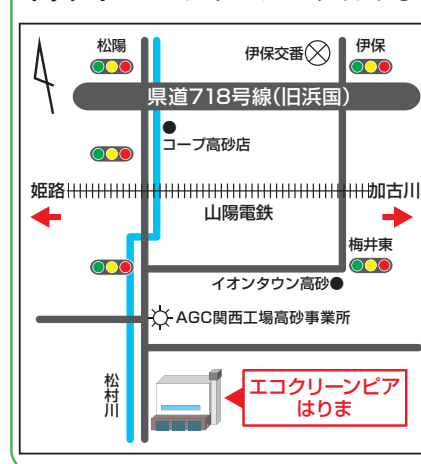
- 燃やすごみ・粗大ごみ（木製品等）  
【搬入先】  
**エコクリーンピアはりま**  
（東播臨海広域クリーンセンター）

### エコクリーンピアはりま（東播臨海広域クリーンセンター）

【所在地】〒676-0074 高砂市梅井6丁目1-1 【電話】079-448-5260  
 【受入時間】月～土曜日（祝日含む）8:30～16:00 【処理手数料】10kgにつき130円  
 \*ごみの持ち込みについてご不明な点は、事前にお問い合わせください。



### 令和4年2月1日以降 高砂市 エコクリーンピアはりま



令和4年2月以降も引き続き  
加古川市で受入するもの

『剪定枝・草』  
加古川市リサイクルセンター



『紙類・機密文書』  
加古川市資源化センター



### ●「エコクリーンピアはりま」への持込ルート（指定ルート）

右の図が指定ルートとなっていますので、搬入する方面からのルートを通行し、指定ルート以外は通行しないでください。帰りも同じルートを通行してください。

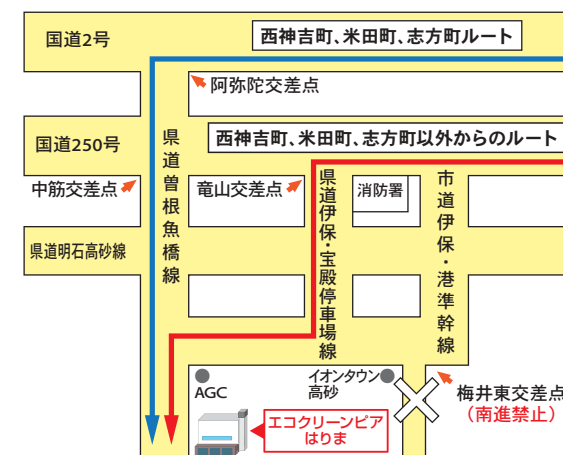
#### 【ルート説明】

西神吉町、米田町、志方町方面からは、国道2号線を西に進み、阿弥陀交差点を左折してください。

それ以外の方面からは、国道250号線を西に進み、消防署付近の竜山交差点を左折してください。

※高砂市内に入る時間は午前8時30分以降にしてください。

※搬入時は「廃棄物処理場利用届出書」の記入と身分証明書（運転免許証等）の提示が必要となります。



### ◆産業廃棄物

#### ③ 兵庫県等の許可業者へ収集を依頼（契約）する場合（有料）

産業廃棄物は市の施設やエコクリーンピアはりまでは受け入れできませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

（一社）兵庫県産業資源循環協会（078-381-7464）へお問い合わせください。